

平成31年 4 月 9 日
警 察 庁

G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の概要

1 基本方針

各国首脳等の警護車列の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、会議の円滑な進行を図る。また、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめる。

2 対象期間

平成31（2019）年 6 月 27 日から同月 30 日までの間

3 対象地域

原則として、次のとおり

- (1) 関西国際空港及び大阪国際空港から大阪市内の各国首脳等の宿舎に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (2) 大阪市内の各国首脳等の宿舎から首脳会議場に至る高速自動車国道、一般国道等の路線及び同路線の周辺地域
- (3) 各国首脳等が大阪市内に滞在する場合においては、大阪市内

4 対象期間中の交通規制

- (1) 原則として、各国首脳等の通行時には一般車両が混在することのないよう、所要の通行禁止規制等を実施する。
- (2) 首脳会議場、宿舎等の周辺道路について、必要に応じて通行禁止規制等を実施する。

5 推進事項

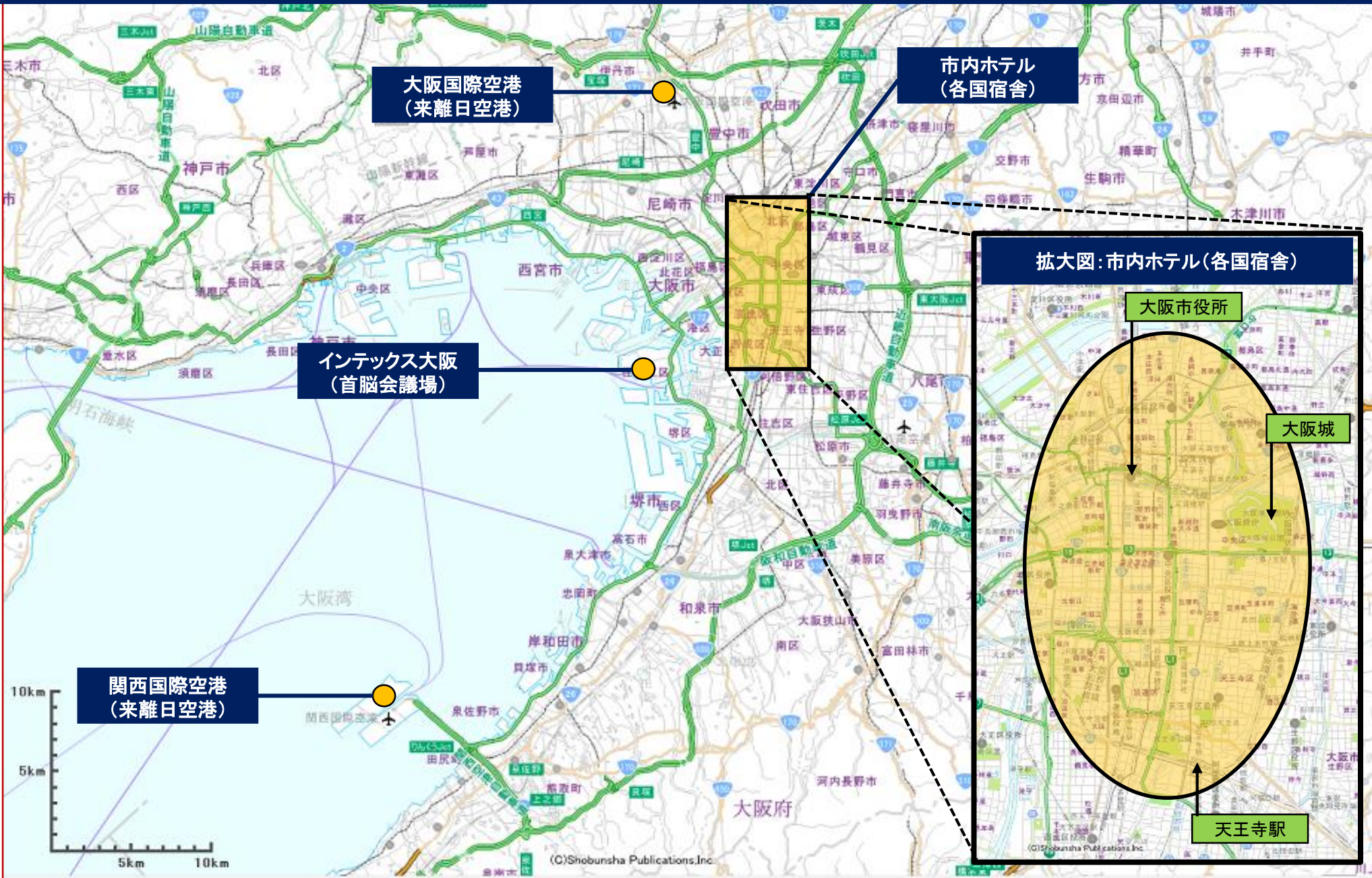
国民の理解と協力を得つつ、次の対策を推進

- (1) 交通規制に関する広報
- (2) 対象地域における自動車の利用自粛及び業務用車両の運行調整を要請
- (3) 対象地域への自動車の乗り入れの自粛要請
- (4) 対象地域を通過しようとする自動車のう回路線への誘導
- (5) 対象地域において道路を使用する催事、工事等の自粛要請

6 添付資料

- (1) G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の対象期間及び地域等について
- (2) G20大阪サミット関係施設位置図
- (3) G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線（高速道路等）
- (4) G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線等（大阪市周辺）

G20大阪サミット関係施設位置図



G20大阪サミット開催に伴う交通総量抑制対策の対象期間及び地域等について

1 対象期間

平成31(2019)年6月27日(木)から同月30日(日)までの間

2 対象地域等

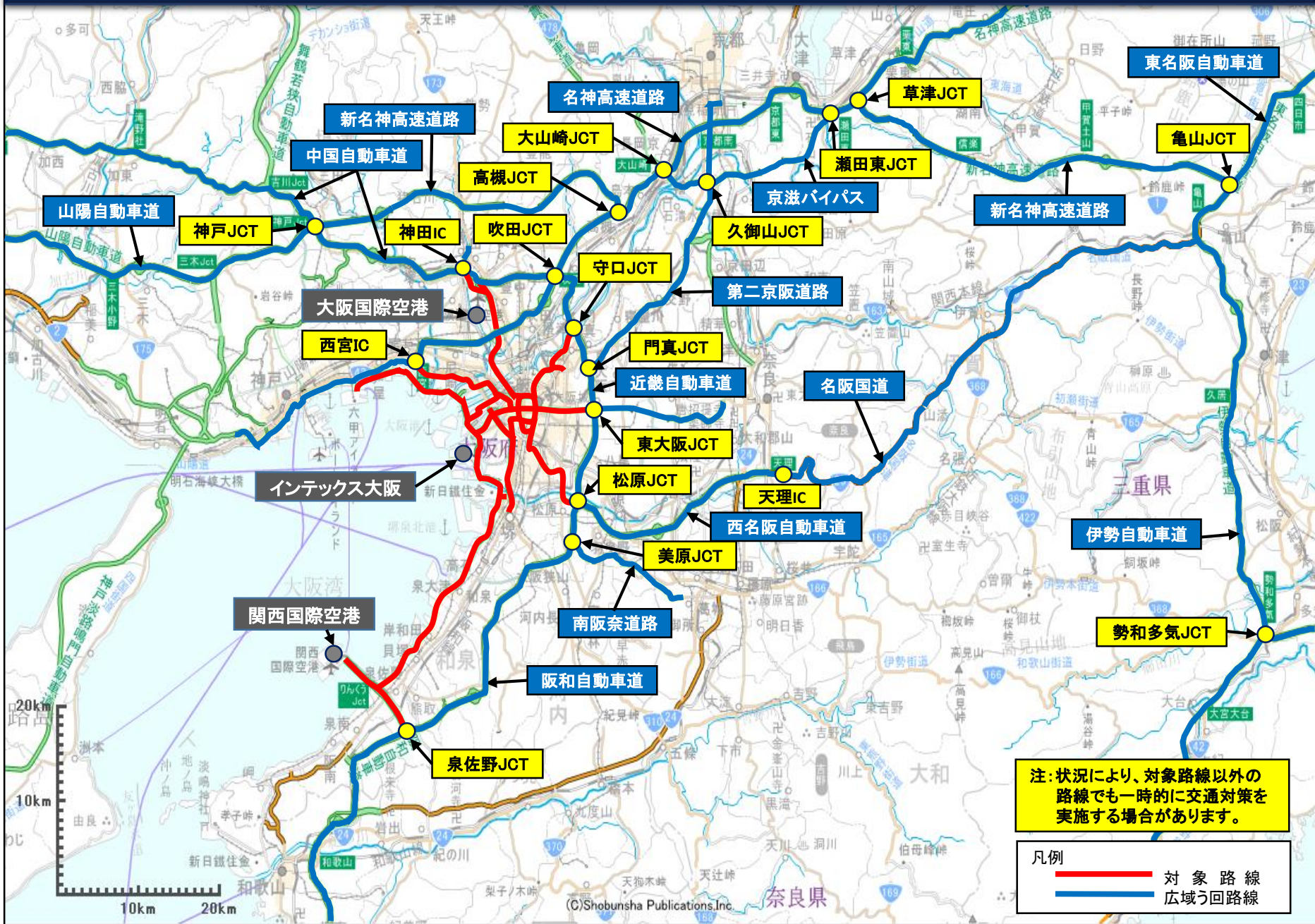
(1) 高速道路等(別紙参照)

関西国際空港連絡橋	全線
関西空港自動車道	全線
阪神高速道路1号環状線	全線
阪神高速道路2号淀川左岸線	全線
阪神高速道路3号神戸線	西宮 I C ~ 阿波座 J C T
阪神高速道路4号湾岸線	全線
阪神高速道路5号湾岸線	全線
阪神高速道路6号大和川線	全線
阪神高速道路11号池田線	神田 I C ~ 中之島 J C T
阪神高速道路12号守口線	全線
阪神高速道路13号東大阪線	西船場 J C T ~ 東大阪 J C T
阪神高速道路14号松原線	全線
阪神高速道路15号堺線	全線
阪神高速道路16号大阪港線	全線
阪神高速道路17号西大阪線	全線

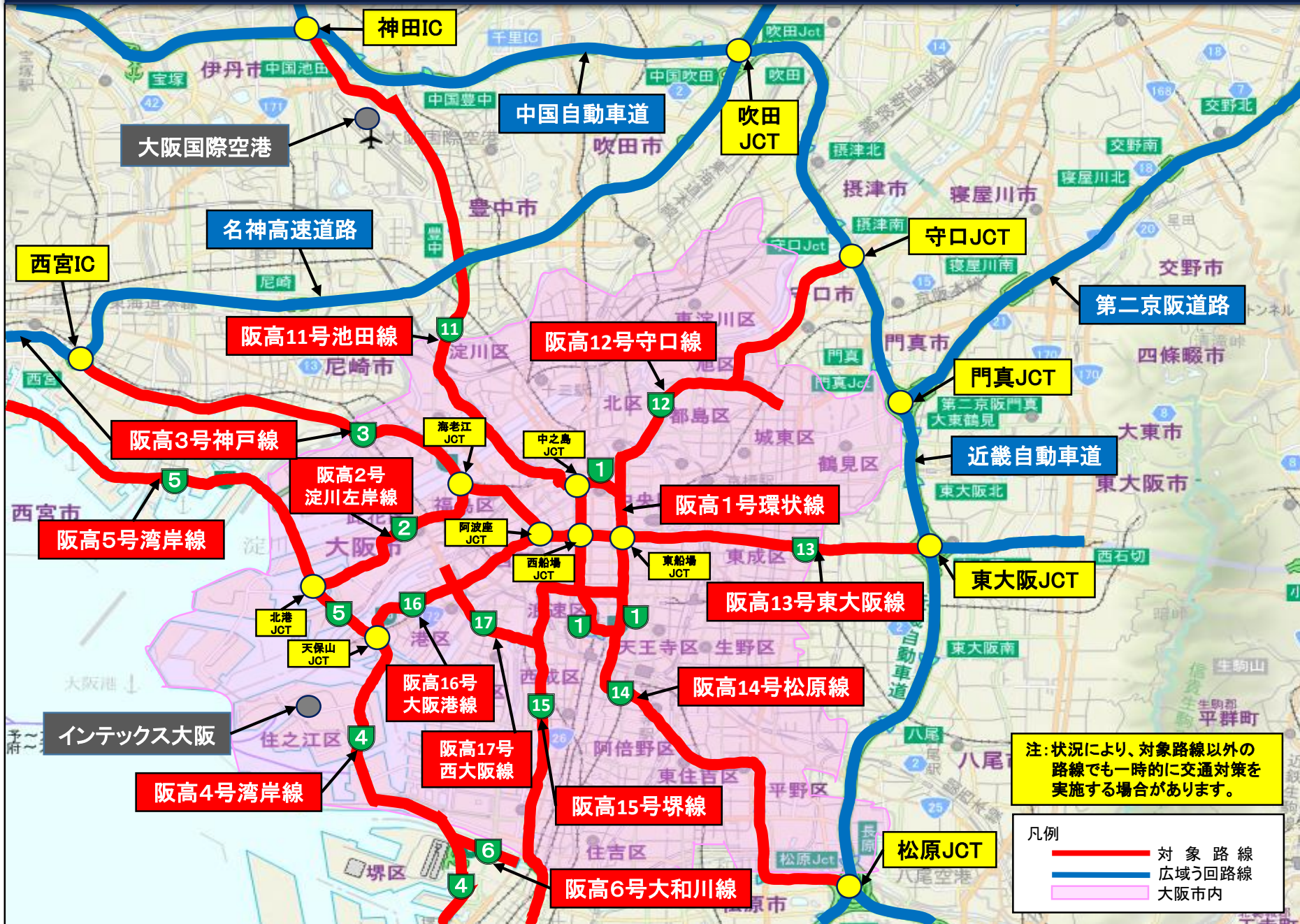
(2) 一般道路

大阪市内、大阪国際空港周辺(豊中市・池田市)、りんくう J C T 及び関西国際空港周辺(泉佐野市)

G20大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線（高速道路等）



G 2 0 大阪サミット交通総量抑制対策の対象路線等（大阪市周辺）



注: 状況により、対象路線以外の路線でも一時的に交通対策を実施する場合があります。

- 凡例
- 対象路線
 - 広域う回路線
 - 大阪市内